

奈良教育大学附属学校（園）主任等選考規則

平成20年10月24日  
制 定

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学附属学校運営規則（平成20年規則第40号）第26条第2項の規定に基づき、奈良教育大学附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の主任及び主事（以下「主任等」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（基準）

第2条 主任等となることができる者は、次の各号に掲げる資質を有するものとする。

- 一 心身ともに健康であること。
- 二 勤務実績が優れていること。
- 三 初等中等教育に対する見識を有していること。
- 四 教育改革に対する確かな理念を有していること。
- 五 指導力に富んでいること。

（選考時期）

第3条 主任等の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- 一 主任等の任期が満了するとき。
- 二 主任等が辞任を申し出たとき。
- 三 主任等が欠員になったとき。

（選考等）

第4条 附属学校の校園長（以下「校長」という。）は、第2条に定める基準により選考を行う。

2 校長は、主任等を選考した場合は、速やかに選考結果を学長に報告する。

（任期）

第5条 主任等の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 主任等が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、校長の承認を経て、学長の下承を得て行う。

附 則

この規則は、平成20年10月24日から施行する。